

平成22年度（第2回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成22年5月13日（木）

第2回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成22年5月13日(木)午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A・B会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

議案第6号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について

議案第7号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について

議案第10号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について

議案第11号 古座農業振興地域における農用地区域の除外について

議案第12号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

議案第15号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

議案第16号 農業経営基盤構想の見直しについて

その他

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
5番 垣本 保	6番 清野房松	7番 小山松壽	8番 小山喜行
9番 坂田莞爾	10番 阪田洋好	11番 地當博巳	12番 芝崎憲年
13番 杉本正幸	14番 鈴木利朗	15番 竹田敏明	16番 角 是明
17番 中峰 聖	18番 西多計司	19番 西 豊	20番 東地寧司
21番 平崎茂樹	22番 中村省一		

欠席者

出席した職員

谷岡・石坪

議 長 皆さん、こんにちは。ただ今から、串本町農業委員会第2回定例会を開催いたします。本日は全員出席でございます。本日の会議の署名委員は、8番の小山委員、9番の坂田委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。早速ですが、議案に入ります。議案第6号と7号が、申請地および所有者が同じで、又協議事項等においても関連が深いと思われるので一括して提案することにいたします。議案第6号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について、議案第7号串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について。
(議案書に従い朗読。)
議案第7号串本農業振興地域における農用地区域の除外について。
(議案書に従い朗読。)

議 長 続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

中 峰 委 員 17番。

議 長 17番、中峰委員。

中 峰 委 員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございました。ただ今の事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

尾 鷲 委 員 4番。

議 長 4番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員 農用地区域の除外は、普通やったら先するんですね。

事 務 局 はい、そうです。

尾 鷲 委 員 これ一括ですが、後になっていますので。

議 長 他にございませんか。

なしの声。

議 長 なしと認めます。1つづついきます。みなさんにお諮りいたします。第6号について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしと認めます。従って本件は承認されました。続いて第7号について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしと認めます。従って本案は原案どおり承認されました。次へまいります。議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、趣旨説明をお願いします。

事 務 局 農地法第4条の規定による許可申請について。
(議案書に従い朗読。)

議 長 ありがとうございます。それでは、続きまして現地調査報告をお願いします。

中 村 委 員 22番、中村です。

議 長 22番、中村委員。

中 村 委 員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり

承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしと認めます。従って本案は可決されました。次にまいります。議案第9号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局趣旨説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について。
(議案書に従い朗読。)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

清 野 委 員 6番、清野です。

議 長 6番、清野委員。

清 野 委 員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次にまいります。議案第10号と11号が、申請地および所有者が同じで、又協議内容も関連が深いと思われるので一括して提案することにいたします。議案第10号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について、第11号古座農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 議案第10号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について。
(議案書に従い朗読。)

議案11号、古座農業振興地域における農用地区域の除外について
(議案書に従い朗読。)

議長 それでは、続きまして現地調査報告をお願いします。

西豊委員 19番。

議長 19番、西委員。

西豊委員 (担当委員の現地調査説明等。)

議長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。皆さんにお諮りいたします。議案第10号認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書については、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。議案第11号、古座農業振興地域における農用地区域の除外については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次にまいります。議案第12号、農地法第2条の農地でない旨の証明願いについてを議題といたします。事務局趣旨説明をお願いします。

事務局 議案第12号、農地法第2条の農地でない旨の証明願について。
(議案書に従い朗読。)

議 長 下から2つ目のところですが、910と言いましたが918です、と言う訂正の申出がありました。よろしくお願ひします。続きまして現地調査報告お願ひします。

西豊委員 19番。

議 長 19番、西委員。

西豊委員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

小山喜委員 8番。

議 長 8番、小山委員。

小山喜委員 競売ということですが、この方は買うことができるんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 裁判所は、競売する前に土地鑑定士を使って、土地の調査を行います。その時に、ここは農地ではなく原野と言うことで誰でも競売に参加できることになっていたみたいです。普通農地の場合は、適格者証明が必要です。ここは農地ではないと判断したようです。

議 長 小山委員よろしいですか。

小山喜委員 はい。

議 長 他にございませんか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。皆さんにお諮りいたし

ます。本案は原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次へまいります。議案第13号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について。
(議案書に従い朗読。)

議 長 続きまして現地調査報告をお願いします。

中 峰 委 員 17番。

議 長 17番、中峰委員。

中 峰 委 員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。皆さんにお諮りいたします。本案については、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次へまいります。議案第14号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局趣旨説明をお願いします。

事 務 局 議案第14号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について。(議案書に従い朗読。)

議 長 ありがとうございます。それでは、現地調査報告をお願いします。

杉本委員 13番、杉本です。

議 長 13番、杉本委員。

杉本委員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。皆さんにお諮りいたします。本案については、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次へまいります。議案第15号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局趣旨説明をお願いします。

事務局 議案第15号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について。(議案書に従い朗読。)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

杉本委員 13番、杉本です。

議 長 13番、杉本委員。

杉本委員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、事務局の説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしと認めます。従って本案は承認されました。それでは、次にまいります。議案第16号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてを議題といたします。事務局趣旨説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて。この案件については、谷岡副課長より説明させていただきます。

事 務 局 基本的な構想の見直しについてですが、農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、各自治体において農業施策をすすめていくにあたり、基本構想をつくりなさいというのが載っています。それに基づいて例年農業委員会第2回の定例会に諮っています。委員さんには、昨年の構想の見直しの時も審議いただきましたが、昨年と今年が大きく変わっている点を申し上げます。平成21年12月15日に農地法の一部改正がありました。これにより、一般の法人が農業に参入できませんでした。それが今回の改正でできるようになりました。これが出来ることになったのが、今回の大きな改正点であります。これに伴って、去年の構想の見直しと変わっている点があります。構想の中に遊休農地の実態を記入せよということが、農業委員会で確認しなさいということで、農地法へ移りました。後、土地を出来るだけ使いやすくしなさいということで、団体等に使うことに配慮しなさいということが多くできてます。改正点で大きなところはそういうところです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それでは、ただ今事務局の方から説明があったわけですが、少し量が多いので前もって他の案件と共に皆様の手元に送付させて貰っていたわけですが、その中で質問があればお願いします。ございませんか。

議 長 ちょっと事務局教えてほしいんですが、これはここで決定するんですか。

事務局 はい。

議長 そしたら、22年度の取組ということになるんですか。

事務局 農業経営基盤強化促進法という中に、各自治体が構想を定めるにあたり、農業の各種団体に意見を求めなさいというところがあります。その1つが農業委員会であり、串本町にあっては、紀南農協、みくまの農協の農業団体がありますので2つの団体にも同じように照会をしています。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局 それから、農業委員会にかけて了解をいただいたら、今度は県との協議とすることで、それから県の同意を得て、公告という形をとります。以上です。

議長 どうです、皆さん質問ございませんか。串本町農業委員会としては、本日をもってこれを決定するという形になるわけですね。

事務局 そうです。

杉本委員 13番、杉本です。

議長 13番、杉本委員。

杉本委員 9ページの15番の公告ですが、取り消しの時は、串本町の掲示板へ掲示して公告するとありますが、本人には通知しないということですか。

議長 事務局。

事務局 本人ではなくて、あくまで町の構想であるので町の公告することになっています。各個人に意見を求めることを法律自体うたっていませんので、農業の団体に意見を求めることになっていますので、意見がなければ県と協議して県も意見がなければそのまま告示しなさいとなっていますので、個人に連絡することはありません。

議長 よろしいですか。他にございませんか。

西豊委員 19番。

議長 19番、西委員。

西豊委員 遊休農地の貸し借りについて、串本町の場合は、新宮で証明をもらってきて手続きをしないとだめですが、他の町村は認印だけで役場で手続きしてくれるそうですが、簡単にいける方法とれないのですか。

議長 事務局。

事務局 今回も審議してもらったケースもありますが、遊休農地の場合は、町の補助金が出ます。1年目は6,000円、2年目は3,000円、3年目は1,000円という。個人に補助金が発生します。今、西委員さんが言われた法務局での謄本で所有者の確認を書面をもって確認するので、お金が発生しなかったらいいと思いますが、実際お金を受け取るケースなので各個人にお願いしています。

西豊委員 地主は管理が大変なので作って欲しいんですが、頼まれて作っている人がほとんどなんです。そういう事情があるので、新宮まで行って手続きするのは大変なので、どうしても闇小作になってしまっているみたいなので、他の町村では簡単な手続きで出来るようなので、串本町もそうして貰えたらと思います。

議長 事務局。

事務局 他の町村は確認しておりません。ただ補助金が発生している場合は、書面が必要になります。裏づけで、謄本をお願いしています。逆に地主さんから、お願いされている場合は、そういう部分は負担していただくとか、そういうふうにしてもらいたいと思います。今、話している遊休農地と西委員が言われている遊休農地とは同じものですか。

西豊委員 遊休農地でお金をもらっているというのは、実際に串本町でかなりの方がおりますか。

事務局 いろいろ利用していただいています。さっきも言いましたように遊休農

地というのは、1年以上耕作していない田畑を耕して作った方に補助金を出しますという制度ですが、私が説明している遊休農地の制度と同じかなと思ひまして。

西豊委員　私の言っているのは、もう作れない方、これから先も作る可能性のない方が管理するのが大変なので、そういう中で届出しなくてはいけないのであれば、もう少し簡単に出来ればと思ひまして。

議　　長　　事務局。

事　務　局　西委員も農業委員をしていただいておりますので、お分かりだと思ひますが、頻繁に出てきていると思ひますが、これをかけてから各人に契約書を交わしてもらっています。期限を決めて署名捺印してもらってやっています。そういう部分で、何年か作ったら取られるんやとか、そういうことの防止になるようにやっていますので、ご協力お願いしたいと思ひます。

議　　長　　よろしいですか。他にございませぬか。無いようでしたら、第16号について承認するかどうか決めさせてもらってよろしいですか。

はいの声。

議　　長　　みなさんにお諮りいたします。議案16号について原案どおり承認することに異議ございませぬか。

異議なしの声。

議　　長　　異議なしと認めます。異議なしの声多数により、議案16号の見直しについてはこれで決定いたしました。それでは、本日の予定されている議案は全て終わりました。それでは、その他にまいります。事務局お願いいたします。

事　務　局　お手元にあります。水田農家の皆さんへというパンフレットを置いています。該当される方、お米を作られて水稲共済に加入されている方には、ご案内が届いていると思ひます。多分4月の終わりから5月上旬に届いていると思ひます。それを読んでいただいて判りにくいとかあった方先に聞いてもらうほうがいいかと思ひます。それから、届いている方について、

質問とかありましたらお願いします。

赤 埴 委 員 はい。

議 長 1 番、赤埴委員。

赤 埴 委 員 転作しているのはどれが該当するんですか。大豆とか麦とか書いていますが、それ以外のものはなにがあるんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 一枚めくってもらったらある水田利活用自給力向上事業に該当すると思います。その下から二つ目のその他の作物が該当すると思います。基本は地目が田であって、水稻以外のものを作ってる方になります。これについては、個々に申請をしていただく。先ほど言いました、今、水稻作られてない方で、以前に水稻を作っていた方にもご案内が届いていると思います。赤埴さんの場合はそういうことですか。

赤 埴 委 員 今は共済に加入してないですね。

事 務 局 以前実績のあった方には通知がいていると思います。これの取りまとめが、みくまの農協になっています。串本については紀南農協とみくまの農協があるんですが、行政区域で東牟婁になるのでみくまの農協さんが事務局をされています。該当する方については、みくまの農協さんのほうから、通知が届いていると思います。うちにも問い合わせがあります。みくまの農協さんが5月21日、来週の金曜日、古座分庁舎の二階で説明会をしたという申し入れがありましたので会場をおさえています。あとわかりにくい方とか地元で聞かれましたら、私たちに連絡して下さい。又説明会があることも教えてあげて下さい。

赤 埴 委 員 これは、所得補償とは違うんですか。

事 務 局 それもありますが、町内で面積的に該当するところは無いです。

議 長 他にございませんか。無いようですのでこれで終わります。皆さんから何かありませんか。無いようですので以上をもって本日の定例会を閉会し

ますが、御案内していますように、これから約1時間農地法の一部改正についての研修会を行う予定になっています。机の並び替え等をしたいと思いますので、約10分間休憩をしたいと思います。研修会の開会は2時30分からといたします。以上をもって今回の定例会を終了します。どうもありがとうございました。

14時17分 定例会終了。